

# 第60回新潟県国土利用計画審議会議事概要

平成29年2月17日（金）開催

開催日時 平成29年2月17日（金）午後1時15分から

開催場所 新潟県庁 議会庁舎第3会議室

出席委員 樋口 秀、山波 家希、加藤 恭子、中田 誠、松田 曜子、富所 健司、  
山崎 和美、山川 智子、大串 葉子、房 文慧、山中 知彦  
以上 11名

欠席：入村 明、小林 豊彦 以上2名

## 1 開会

## 2 あいさつ

森永用地・土地利用課長

## 3 出席者紹介

事務局より出席委員を紹介する。

## 4 会議の成立

定数13名中11名が出席、新潟県国土利用計画審議会条例第6条第3項の規定により、審議会が成立している旨を事務局から報告。

## 5 議事

### (1) 新潟県国土利用計画審議会の会長選任について

森永用地・土地利用課長が議事進行し、山中委員が会長に選任される。

(以後、山中会長が進行する。)

山中会長           今、互選により会長に選任された山中です。  
本日は雨の中、ご参集いただきましてありがとうございます。進行を務めさせていただきますので、ご協力お願いします。  
それでは、議事を進めさせていただきます。  
最初に、会長職務代理者を指名したいと思います。  
中田委員にお願いできますでしょうか。

中田委員           はい。

山中会長           次に、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。  
大串委員にお願いできますでしょうか。

大串委員           はい。

山中会長           本日、マスコミから傍聴の希望がございます。公開の会議ですので傍聴を認めることとします。

### (2) 新潟県土地利用計画（案）について

山中会長           それでは審議に入りたいと思います。

2番目の議事、新潟県土地利用計画（案）についてです。これについては昨年度来、本審議会において議論を重ねてまいりましたが、本日の審議会前に、新潟県知事から当審議会に対し国土利用計画法に基づき、意見を正式にいただきたい旨の諮問がありました。

当審議会としては、本日の審議内容結果に基づき、知事に答申したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず事務局から審議の進め方について説明をお願いします。

事務局 （「新潟県土地利用基本計画（案）の審議について」により、審議の進め方を説明。）

山中会長 それでは、ただいま事務局が説明したとおりに審議を進めていきますので、ご了解をお願いします。

まず、新潟県土地利用計画について事務局から説明をお願いします。

事務局 （議案1及び資料1から資料3により説明、パブリック・コメント、庁内関係課及び国との調整等の結果を踏まえ、文言修正等を行ったことを説明。）

山中会長 ただいまの説明について、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

大串委員 とても良くなっていると思います。前は何県の計画か分からなかったのですが、明らかに新潟の記載がすごく増えていて、とても良いものにしていただいたことを感謝したいと思います。ありがとうございます。

山中会長 他にご意見、ご質問はございますでしょうか。これは昨年からずっと継続して話し合っていますので継続されているメンバーの方は何回も見ております。

それでは、他にはご意見はないようですので、このあたりで当審議会として意見を集約させていただきたいと思います。

新潟県土地利用計画案について、本審議会は異議がない、ということ意見を集約したいと思います。よろしいでしょうか。

（全委員） （はい。）

山中会長            それでは、次に土地利用基本計画図の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局                (議案2及び資料4から資料5により説明。)

山中会長            ただいまの6件の土地利用基本計画の変更について説明がありましたが、これについてのご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いします。

大串委員            よろしいでしょうか。森林でなくなったから、森林地域を解除すると聞こえるのですが、通常は解除をしてから開発すべきではないかな、と思います。順序としてどうなのか、という点を確認したいのですが。回答をお願いします。

事務局                森林地域につきましては、これまでも、委員が仰られたように、順番が後追いではないかというご指摘をいただいていたところですが、県の運用について、資料5の1ページ目で説明させていただきました。

森林地域につきましては、開発の完了検査が終わった後に、計画図の変更案を作成し、森林審議会に諮るということが法律で決まっています。この順番はなかなか崩せない中で、本審議会ですら事前に内容をご審議いただくために、資料の左のとおり、(開発許可後に)報告をしているところです。

今年度、新たにご報告する案件については、後ほど、資料7でご説明させていただきたいと思っておりますが、今回、諮問させていただいた6件のうち、本審議会に初めてご説明したものが2件ございました。

この報告の運用は平成24年から始めたものであり、それ以前に開発を開始した案件につきましては、このような形で、後追いという形でお諮りして申し訳ないのですが、なるべくそのようなものが少なくなるように、いま取りかかっているところです。

山中会長            他にご意見ご質問はございますでしょうか。

山川委員            すごく素朴な質問でたいへん申し訳ないのですが、いただいた資料の航空写真はかなり古いですよ。いちばん古いものは平成19年で、だいたい平成23年あたりに揃えているようです。今は平成29年ですよ。5年くらい前のものを、こんな感じだったかな、という思いながら見ているのですが、これは何か基準となる年に合わせているのでしょうか、それ以降は更新をしていないから、という

ものでしょうか。

また、平成23年が基準年で、それ以降の写真があっても、更新して新しい情報、最新の写真があっても、あえて、撮影年を揃えているのでしょうか。他に何か意味はあるのでしょうか。

事務局 撮影年の意味についてですが、特に意味はありません。購入できる写真には、権利関係があり、購入できたのが、たまたまその年度だったものです。

インターネットでは見ることができますが、それを資料とすることには問題があるので、そのようなかたちになっております。

山川委員 わかりました。

山中会長 案件によって撮影日が異なるのは、申請の時期と関係があるのですか。

事務局 航空写真を撮影した日ですか。

山中会長 妙高は平成19年、胎内は平成28年になっています。

事務局 航空写真を撮影している市や県の担当に照会をして、最新の写真を使っています。胎内市は最近、航空写真を撮影したので、そのようなかたちになっています。他は撮っていたり、整備中だったり、なかなか一定に撮影されていないのが現状です。

山中会長 他にご意見はありますか。

特にないようですので、ここで意見を集約させていただきたいと思えます。

土地利用基本計画図について、本審議会は異議がないということで、集約したいと思えます。よろしいでしょうか。

(全委員) (異議なし。)

山中会長 それでは異議がないようですので、知事から諮問を受けました事項については、原案に異議がないということで答申することといたします。

つづいて、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料6により説明。)

山中会長            それでは説明がありましたとおりに、事務局から進めていただきますようお願いいたします。

### (3) 報告事項

山中会長            次に報告事項に入らせていただきます。  
事務局から、報告事項1「今後土地利用基本計画の変更が見込まれる林地開発案件について」、報告事項2「国土利用計画（南魚沼市計画）」、報告事項第3「第二次国土利用計画（糸魚川市計画）」について、一括してご説明をお願いします。

事務局              （資料7により、「報告事項1「今後土地利用基本計画の変更が見込まれる林地開発案件について」を説明。）

山中会長            ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。  
それでは、私から質問いたします。  
2点あります。まずは、2件目の案件と3件目の案件が、同じ土砂採取で、隣接しているということですか。  
これは一体のものではないのですか。場所的には近いけれど、別々に離れているということですか。

事務局              別々に離れている場所でございます。業者も別になっています。

山中会長            それと、土砂採取をして緑化をして戻す部分と戻さない部分があると、先ほどの議案の中にもありましたが、これはどのように決める、決まるのですか。

事務局              基本的に林地開発については、開発後は、緑化することが基本になっています。ただ、調整池とかどうしても防災上残さざるを得ず、森林に復元できないものについては、そのままにせざるを得ませんので、ここで森林の解除が必要になります。

山中会長            わかりました。他にご質問はございませんか。

樋口委員            いただきました資料7の表記のことですが、各図面で森林開発区域として、赤い四角い線で囲っていますが、図の中に赤い線は2種類あり、1つは都市地域の線ではないかと思えます。そうですね。  
そうしますと、森林開発区域の凡例の書き方は全部赤い四角で書いてありまして、先ほどの図面とはちょっと表記が違います。我々

に対しては、報告事項ですので、審議する内容が何かというところが微妙なところではありますので、表記は工夫された方が良いかと思えます。コメントです。

事務局 ありがとうございます。次回以降は工夫したいと思います。

樋口委員 あと、4番の例はかなり大規模な案件だと思います。利用者の数を考えると、都市地域外だと思いますが、あまり問題はないと思いますが、接道とか、その場所の林地開発だけでなく、現道の利用者にも影響する気がします。こういう案件は、都市施設か、基盤情報のような資料があると良いのではないかと、思いました。

山中会長 それを受け止めていただきたいと思えます。

事務局 はい。

山中会長 他には、何かないでしょうか。

では、特にないようですので、報告事項については議決事項ではありませんので、以降の議事を進めることといたします。

引き続き、南魚沼市と糸魚川市の国土利用計画について、説明をお願いします。

事務局 (資料8により、報告事項2「国土利用計画(南魚沼市計画)」、資料9により、報告事項3「第二次国土利用計画(糸魚川市計画)」を説明。)

山中会長 ご意見やご質問はありますか。

大串委員 南魚沼市の人口世帯数が載っているのですが、国勢調査から採られており、平成22年の結果ですよね。人口世帯数ぐらひは市で把握しているのではないかと、思えます。将来的な予測が絡んでいるという意味で、別のところから統計を得ているなら分かりますが、これはいかがなものかと、思えます。

土地利用とは関係ないものですが、できればその時点で得られる最新のものと考えれば、今は自治体も電子化している時代ですので、南魚沼市がどこまで人口とか世帯数の電子化が進んでいるかはわかりませんが、最新の情報を活用することがいわれているので、その辺を気をつけていただければ良いと思えます。市で把握しているデータについては、市で持っている最新のものを反映させて使っていただきたい。



- 事務局 今後、市町村に伝えていきたいと思います。
- 大串委員 道路関係はきちんと自分のところでデータが出されていますので、よろしくをお願いします。
- 事務局 本日、南魚沼市さんがおいでになられておりますが、何かありますか。
- 南魚沼市 人口の公的なデータについては、国勢調査を用いることとなっており、ご存じのことと思いますが、平成27年に最新の国勢調査が行われたところがございます。最新のデータが公表されたのが、今年の10月26日で時間的には間に合うのではないかと、というところがあるかと思いますが、数字を全部差し替えて、将来の人口推計まで差し替えると一からやり直さなければならないということがありました。
- 大串委員 市で把握していないものは仕方がないかと思いますが、世帯数の推移とかは持っていらっしゃるかと思います。
- 南魚沼市 そこは修正が難しかったこともあり、申し訳ございません。
- 山中会長 他に何かございますか。
- 松田委員 本論とはあまり関係ないかもしれませんが、私は防災などで市民参加とか住民参加のことで、意向調査を反映されているかが気になるのですが、糸魚川市で複数回答で答えさせている質問の結果が円グラフで表示されていて、これは、普通は調査の表示方法としてはふさわしくないのです。しかも多い順に並んでいるわけでもないのです。これで市民の意見を適切に表しているようには、なかなか見えない。  
私が今言ってどうなることでもないのですが、もし機会があればご指摘していただければと思います。
- 山中会長 市町村の計画について、この県の審議会での質問とか意見については、どういう扱いになるのでしょうか。フィードバックされるのでしょうか。
- 事務局 今、いただいたご意見につきましては、審議会の意見ということで、各市町村に伝えたいと思っています。

山中会長 他に何かございませんか。糸魚川市の先ほどの大火の関係で、総合計画の見直しによって糸魚川市計画も変わる可能性はあるということですか。

事務局 事前に担当レベルで状況を確認した時に、大火を受け、総合計画の見直しは検討しているとのことでした。まだその中身がどうなるかということは今日の段階では分からないということなので、あくまでも可能性ということで、糸魚川市計画と絡めて説明させていただきました。

山中会長 県の計画に影響が及ぶ可能性はあるのでしょうか。

事務局 土地の利用という部分が当課のメインとなります。昨日も都市計画審議会と同じ話が出たと思うのですが、都市計画そのものを私どもが担っているわけではないので、都市計画の見直し内容を注視した上で、もし県計画を少しでも直す必要があれば、県全体の話として整理する必要があります。そこは意識しながら注視したいと思えます。

山中会長 余談ですが、昨日の都市計画審議会で、県の広域都市計画マスタープランを、糸魚川市の大火を全く考慮せずに了解して良いのだろうか、とかなり意見がありました。最終的には市の計画が変わったら、速やかに県の計画の方も、それに併せて見直すという条件付きで了承することになりました。

他に、ご質問、ご意見はありますか。

中田委員 私は自然保護の担当ということで、この視点からお聞きしたいのですが、県土の利用目的に応じた規模の目標というものがいろいろ資料に出てきているのですが、この中で農地、森林、原野ということが書いてありますが、自然公園地域とか自然保全地域というのは、これらに含まれているという理解でよろしいでしょうか。

例えば、県の土地利用計画案ですと、9ページにありますし、糸魚川市ですと6ページ、それぞれの地目ごとの面積があるわけですが、この中において、自然公園地域、自然保全地域があるわけですが、その面積は計上されていないのでしょうか。

事務局 配布資料4をご覧くださいと思います。自然公園地域、自然保全地域とは、カラーの資料にあるとおり、自然公園地域は、国立公園、国定公園、県立自然公園というように法律の指定がされてい

る地域になります。また自然保全地域は、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域という法律上でエリア、ゾーンが指定されているところでは、

糸魚川市の計画等ですと、地目別の面積があるかと思いますが、自然公園地域の中には、森林もあり、原野もありということで様々な地目が分かれていますので、必ずしも自然公園地域の地目を分けているわけではございません。自然公園地域にある田んぼは農地に区分されています。

中田委員 計上の仕方が違うということですね。

事務局 はい。  
今回の糸魚川市では、いわゆる5地域の面積については出されていないことになっています。

中田委員 わかりました。

山中会長 他にありませんでしょうか。  
それでは、報告事項については議決事項ではありませんので、以降の議事を進めることにします。  
以上で本日予定された議題はすべて終了しました。  
全体を通して、何か質問はありますか。

樋口委員 資料10、11 についての説明はどうでしょうか。

事務局 失礼いたしました。本日配布の資料10、11でございますが、こちらは参考として配布させていただいたものです。  
この資料は例年、私どもが実施している、土地利用転換等に対する県内の土地の利用の動きを把握している調査でございます。  
この調査内容を含めまして、何かご質問等がございましたら、別途、用地・土地利用課担当までお問い合わせいただければと思います。よろしくお願ひします。

## 6 閉会

山中会長 以上で本日予定された議事は終了しました。  
それでは以上を持ちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。

午後 2 時22分終了

新潟県国土利用計画審議会

議事録署名委員 大 串 葉 子

(原本は自署で記載されています。)